

広報うねだ

毎月1日・16日発行

昭和60年3月1日

第930号

発行 上田 市
編集 秘書 課
電話 上田24100
印刷 田辺 印刷



40年ぶりに帰郷

今回の中国残留日本人孤児の肉親捜しで、市内出身(漆戸)の武舎康江さん(46)＝中国名・邱翠栄さん＝の身元が確認され、2月18日、悲願の帰郷を果たしました。2月20日、武舎さん(写真右)は、永野市長(写真左から二人め)を表敬訪問され、帰郷の報告をしました。永野市長は、ねぎらいの言葉の後トランジスターラジオを武舎さんに贈りました。

主な内容

ニューメディアと高度情報社会	2・3ページ
水道料金が変わります	4・5ページ
資源活用推進月間3月11日～5月12日	6ページ
健康づくり・耳の健康	7ページ
お知らせ	8～10ページ
勤労青少年ホームの教養講座に御参加を	11ページ
おくやみ	12ページ

市民の動き

(2月1日現在)

総人口	115,874人	(+ 36)
男	56,477人	(+ 4)
女	59,397人	(+ 32)
世帯数	36,134世帯	(+ 39)
()内は前月比です。		

第930号
りますので、改めて確定申告を
する必要がありません。しかし、

〈日程・内容〉
二月二十八日(木)。午前十時三

族はどうにかかわっていったら
よいか

は市役所商工課(☎2410
0内線602)へ

乾



新しいコミュニケーション

ニューメディアと高度情報社会

最近、ニューメディアあるいは高度情報社会という言葉をよく耳にします。ニューメディアとは、また、高度情報社会とは、いったいどんなものでしょうか。

メディアとは、手段、方法という意味ですので、ニューメディアは、新しい手段または方法ということになりますが、『情報伝達のための』新しい手段または方法という意味で使われています。

今までにも情報を伝える手段には、電話、ラジオ・テレビ放送、新聞、郵便、書籍などさまざまなものがありました。これに対してニューメディアは、コ

ンピュータをはじめとする電子技術の発達と今までの情報伝達手段が融合することによって可能になった多種多様な情報伝達手段を指します。

代表的なニューメディアには、双方向CATV、ディジタル電話、通信衛星、キャプテン、文字多重放送、VAN、VRSなどがあります。

高度情報社会

の到来

将来は、これらニューメディアを利用することによって、今



長距離通信の中継局の役割を果たす通信衛星

までよりも情報量やその伝達速度が飛躍的に増大し、すべての人が、情報を求めようとしたとき、いつでも、どこにいても、その情報を取り出すことができようになるのです。

そして、仕事や家事の省力化、効率化が図られることによって人々の生活にゆとりが生まれ、このゆとりをもとに、人間性が尊重された快適で文化的な社会が出現するものと期待されています。このような社会は、高度情報社会と呼ばれ、二十一世紀のはじめに実現するだろうといわれています。

高度情報社会

の実現に向けて

この高度情報社会の実現を目指して、テレトピア構想、ニューメディア・コミュニケーション構想、INS構想をはじめ、国を先頭に各地でさまざまな試みが行われています。上田市でも、「上田市ニューメディア推進会議」を中心に、高度情報社会の実現を目指して取り組みをはじめました。

ところで、ニューメディアが

普及するとともに、個人のプライバシー侵害、コンピュータ犯罪の発生などの懸念が指摘されていますが、これらも一つ一つ解決されつつあり、本格的なニューメディア時代も近いといえます。理想的な高度情報社会を実現するため、みんなでニューメディアの活用、高度情報社会のあり方について考えていく必要があります。

用語の説明

テレトピア構想

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を合わせたものです。郵政省が指定したモデル都市にニューメディアを優先的に導入し、これを拠点に全国にニューメディアの普及を促進し、未来型コミュニケーション（通信）社会を実現しようとする構想

構想

ニューメディアを活用して、指定地域にふさわしい情報システムのモデルタイプをつくり、その実用化実験を行うとする

VAN（バン）

付加価値通信網とよばれる。

ニューメディアによる 暮らしの変化の一例



もので、通商産業省の提唱する
構想
INS(高度情報通信システム)
日本電信電話公社が提唱して
いる構想で、現在の電話、ファ
クス、テレビなど別々に構成されて
いる電気通信のネットワークを、
デジタル伝送方式(情報を○
とか一の数値の組み合わせにし
て相手方に送る)により統合、
一本化しようとする構想

ニューメディアの いろいろ

CATV

本来は、山やビルの陰などテ
レビ電波が届きにくい地域の難
視聴対策として生まれたもので、
テレビ局の電波を受信し有線で
各家庭に再送信していた。最近
では、一方的に放送を流すだけ
でなく、受信者側から放送局に
注文できる双方向性をもつこと
ができるため、専門番組放送(例
えば、一日中ニュースを放送す
るなど)、ホームショッピング(テ
レビを通じて商品を注文する)
などのサービスを行うこともで
きる。

キャブテン

電話回線と家庭や事務所のテ
レビ受像機を結び、利用者の要
望に応じて情報センターなどに
蓄積されている情報を探して送
信し、利用者側では、アダプター
を通じてブラウン管上に図形や
文字の形で表現される情報シス
テム

デジタル電話

従来のサービスのほかに、ダ
イヤルした電話番号表示、かけ
てきた人の電話番号表示、通話
料金表示、伝言送達などが可能
となる。

通信衛星

長距離通信の中継局の役割を
果たすために開発された人工衛
星。地震や台風などの災害時の

文字多重放送

文字や図形情報などの記号を
テレビ電波のすき間を利用して
送る放送のことで、文字や図形
情報を現在のニュース速報の字
幕のように画面の上に映し出し
たり、テレビの画面を消して文
字や図形情報を映し出すことが
できる。

VAN(バン)

付加価値通信網とよばれる。
通信回線とコンピュータを接続
させ、コンピュータの働きを活
用することによって高度な通信
サービスを提供する業務のこと。
銀行のクイックカード一枚で、
全国どこでも銀行の現金自動支
払機も利用できるシステムや、全
国の列車の指定席予約を国鉄や
旅行代理店のどの窓口でもでき
るシステムが、代表的なもので
ある。

VRS

画像応答システムとよばれる。
広帯域の電話回線を利用して、
文字や図形のほか静止画、動画、
音声などの情報を利用者の要望
に応じてテレビ画面上に即時サ
ービスを行うシステム

光通信

光ファイバケーブルを使い、
電気信号の代わりに光の信号で
情報を送るのが光通信である。
人間の髪の毛ほどに細いガラス
繊維である光ファイバーは、光
の屈折率の大きい芯と屈折率の
小さい周辺部で形成されており、
光の強弱や点滅などに変換され
た情報は、この両者間の反射を
繰り返しながら伝送される。

長距離

た。
ところで、ニューメディアが

テムのモデルタイプをつくり、
その実用化実験を行おうとする

水道料金が変わります

4月使用分から新料金に

水道事業は、水道を使用する人がいつでもきれいで安全な水をじゅうぶんに使っていたけるよう、日夜休むことなく行われています。市民の皆さんが、日常生活や事業を安心して営むために、水道は欠かせない大切な施設です。

このため、水道の施設整備は、将来に向けて継続して行っていく必要があります。この資金が毎年八億円から九億円必要になりますが、単年度の料金収入では賄えません。また、水道料金は、公共料金であり、できるだけ安いことが望ましいので、巨額な資金が必要であっても、すぐに料金値上げすることはできません。そこで、国などから資金を借り入れて、約三十年間にわたって元金と利息を支払っています。

また、水道事業は、地方公営企業法という法律によって、すべての事業活動に必要な経費を料金収入で賄うことになっています。すなわち、水道事業は、水道を利用する人からの料金で建設し運営していく考え方から、「独立採算制」をたてまえています。したがって、税金などのお金は使えませんので、支払利息が増えてきたり、薬品費、動力費などが値上がりして給水サービスがじゅうぶんに行えなくなってきたときには、やむをえずある程度の料金改定をお願いしています。

今回の料金改定にあたっては、昨年七月、上田市水道料金審議会に改定案を諮問し、じゅうぶんに調査・審議をしていただき十一月に答申を受けました。この答申を尊重し、改定案を十二月定例市議会に提案して議決いただいたわけです。新しい水道料金は、四月使用分から適用になります。市民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

改定の理由

一、現行料金による算定期間が終了すること

現行水道料金の算定期間は、昭和五十八年四月から同六十年三月までの二年間です。その後の収支見通しでは、現行料金を据え置いた場合、六十年年度一億三百万円、六十一年度一億九千

百万円、六十二年度二億八千八百万円の赤字が予測され、健全な企業経営が困難になります。

二、支払利息および減価償却費が増加していること

生活水準の向上による水需要の地域分布の変化に対応し、水量水圧不足の解消を図るために必要な配水池の築造、老朽石綿管布設替えなどの建設改良事業に投資する多額の資金を、長期借入金として借り入れている現状から、今後も支払利息および減価償却費が増加してきます。

三、薬品費、動力費など給水原価が増加していること

事務事業の見直しを行い、経費の節減など企業努力により能率的経営を行っていますが、産業用水や日常の生活用水を安全かつ安定して供給するための薬品費、動力費、材料費など水の製造に必要な費用が値上がり、増加しています。

四、水需要が停滞さみで、収入の自然増は微増であること

低成長経済に移行後、水需要が停滞さみで、気候などの自然条件も水需要を不安定にし、料金収入の自然増は微増にとどまっています。

料金の改定率

料金改定率は、平均一八・二パーセントです。この平均改定率は、昭和六十年年度から同六十二年度までの三年間に必要な水道事業費用（四十億六千五百四十九万二千円）に対し、現行料金による期間中の収益（三十四億三千九百六十七千円）では、予測で不足するための値上率です。

一般家庭で使用している口径十三ミリ量水器では、表一の決められています。これを「お客様番号」に改めて見やすい七桁の番号に変更します。三月以降

とおり一か月平均十八立方メートル使用されていますので、現行千四百円が改定後千六百円になり、二百円（一四・三％）増になります。実際に納めていただく場合は二か月料金になりますので、現行二千八百円が改定後三千二百円になり、四百円（一四・三％）増になります。

使用水量ランクを細分化

水量料金は、使用水量に応じた通増段階を設けて納めていただいています。この段階が二段階から三段階に細分化されます。改定される通増ランクは、現行では使用水量三十一立方メートル以上の場合一立方メートル当たり一律料金でしたが、「三十一立方メートル以上五十立方メートル以下」と「五十一立方メートル以上」に区分し料金が決められます。

改定料金の適用

四月使用分から、新料金により納めていただきます。納入通知書では、五月三十一日が納付

氏名・住所を漢字で

表一 水道料金表

量水器の径	料 金 (1か月)	
	基本料金	水 量 料 金
		水 量 料金 (1 m ³ につき)
13mm	600円 (510円)	1 m ³ 以上 8 m ³ 以下 0円 (0円)
20mm	1,180円 (980円)	9 m ³ 以上 30 m ³ 以下 100円 (89円)
25mm	1,710円 (1,420円)	31 m ³ 以上 50 m ³ 以下 115円 (102円)
30mm	2,970円 (2,460円)	51 m ³ 以上 126円 (102円)
40mm	4,630円 (3,820円)	1 m ³ 以上 30 m ³ 以下 100円 (89円)
50mm	7,570円 (6,180円)	31 m ³ 以上 50 m ³ 以下 115円 (102円)
75mm	17,170円 (14,070円)	51 m ³ 以上 126円 (102円)
100mm	28,330円 (23,260円)	
125mm	42,860円 (35,220円)	
150mm	61,480円 (50,440円)	

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けているものである使用者、または母子および寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである使用者(管理者が別に定めるものに限る)の使用に係る量水器の口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、2分の1とする。

()内は現行料金

表二 口径別平均使用水量の現行、改定料金比較表 (1か月)

項目 \ 口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
平均使用水量(m ³)	18	47	97	270	246	585	1,930	2,468
改 定 料 金(円)	1,600	5,335	12,130	35,990	34,625	80,280	259,350	338,295
現 行 料 金(円)	1,400	4,670	10,210	29,610	28,520	65,460	210,540	274,605
改 定 率(%)	14.3	14.2	18.8	21.5	21.4	22.6	23.2	23.2
量水器設置数	29,576	1,159	730	56	239	104	60	12
その構成比(%)	92.6	3.6	2.3	0.2	0.8	0.3	0.2	0.0
年間使用水量(千m ³)	6,586	665	853	183	706	733	1,386	355
その構成比(%)	56.4	5.7	7.3	1.6	6.1	6.3	11.9	3.0

口径125mm以上は省略してあります。(件数4件) 平均改定率18.2%

表三 加入金表

量水器の口径	加入金の額
13mm	38,000円 (36,000円)
20mm	95,000円 (90,000円)
25mm	190,000円 (180,000円)
30mm	295,000円 (288,000円)
40mm	570,000円 (558,000円)
50mm	1,100,000円 (1,080,000円)
75mm	2,900,000円 (2,880,000円)
100mm以上	管理者が別に定める額

()内は現行加入金

加入金の改定

現行加入金は、昭和五十六年四月一日から適用されていますが、今回、負担の公平を期する

水道料金事務が、三月からオンライン化します。市が電算を自己導入したことに伴い、すべ

期限の五月分から適用になります。この通知書に書かれている使用水量は三月と四月に使用した水量の合計ですので、検針日から検針日までの間にそれぞれ属した月の日数に応じて、三月分は旧料金、四月分は新料金として計算し合算されます。この計算は、すべて電算処理され、納入通知書により皆さんに通知します。

料金事務

オンライン化

ため、水道料金改定に合わせて加入金の改定を行いました。新しい加入金は、この四月一日以降からいただくこととなりますが、それ以前にお申し込みの方も、六月三十日までに使用開始されませんと新しい加入金になります。

「検針区・使用者番号」が「お客様番号」に
水道は、使用する水栓施設ごとに「検針区・使用者番号」が

決まっていますが、これを「お客様番号」に改めて見やすい七桁の番号に変更します。三月以降の「検針のお知らせ表」および「料金納入通知書」は、すべて新しい番号になります。料金などのお問い合わせの際は、新しい「お客様番号」でお願いします。

氏名・住所を漢字で
氏名や住所の表示を、従来のカタカナから漢字に改めました。漢字化にあたっては、誤りがないうような万全を期しましたが、訂正が必要な場合がございます。訂正が可能な場合は、御連絡をお願いします。

母子家庭の方は届け出を基本料金が減免(半額)に

生活保護を受けている方や母子家庭の方で13ミリ量水器を使用されている場合には、水道料金のうち基本料金について、半額に減免されます。したがって、改定基本料金では1か月300円になります。

この制度の適用は、生活保護世帯の皆さんは福祉事務所から水道局に通知されますが、母子家庭の方は届け出によることになっていますので、該当される皆さんは、福祉課で御相談のうえ水道局までお届けください。

月定例市議会に提案して議決いただいたわけですから、新しい水道料金は、四月使用分から適用になります。市民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

借入金として借り入れている現状から、今後も支払利息および減価償却費が増加してきます。

一般家庭で使用している口径十三ミリ量水器では、表二の

四月使用分から、新料金により納めていただきます。納入通知書では、五月三十一日が納付



大盛況だった昨年の資源活用広場

上田市資源活用推進本部 事務局・生活環境課生活係
☎224100内線301・有線20671

むだをなくし物を生かす市民運動

資源活用推進月間

3月11日～5月12日

最近のエネルギー情勢は落ち着いており、今のところ灯油不足などをきたす心配はありません。しかし、省資源・省エネルギーの目的は、我が国のエネルギー基盤の不安定さを克服していくことにあります。

現在のエネルギー消費をこれ

以上増やさず、しかも快適な暮らしを維持するにはどうしたらよいか、が大きな問題点になっています。各家庭・職場でも、今一度エネルギーが無駄なく効率的に使われているかどうか点検してみましょう。

市では、今年も「むだをなく

し物を生かす市民運動」を展開します。市民総参加による資源を大切にする運動を進めるため、皆さんの御協力をお願いします。

資源活用広場

5月12日に

「むだをなくし物を生かす市民運動」の一環として、三月十一日(月)から五月十二日(日)までの二か月間を「資源活用推進月間」とし、上田市資源活用推進本部(本部長・永野市長)を設け、省資源・省エネルギーの推進を図ります。

推進月間の最終日(五月十二日(日))には、今年で十一回目を迎える「資源活用広場」を開きます。また、市内各事業所などの協賛により「むだをなくす生活展」の開催も計画しています。

資源・エネルギー使用点検表

項目	チェックポイント	省エネルギー効果 (一応の目安です)
テレビ	番組を選んで見えていますか	○18型カラーテレビを毎日1時間消すと→月2.4kWhの節約 ○毎日10時間プラグを抜くと→月1.5～3kWhの節約
	長時間見ない時はプラグを抜いていますか	
照明	不要な明かりはこまめに消していますか	○40Wの電灯使用時間を毎日1時間減らすと→月1.2kWhの節約 ○同じ明るさでも、蛍光灯は白熱電球の1/3の電力消費ですむ ○照明器具についたほこりで、半年間に約20%明るさが減少
	長時間点灯している箇所では、白熱電球より蛍光灯にしていますか	
	照明器具は、ときどき掃除したり適当な時期に取り替えますか	
湯沸コンロ	なべや、ヤカンのまわりから炎がはみ出していないですか	○ガスコンロで丸型底のヤカンを平型底にかえると→約10%の節約(早く沸く) ○口火のつけっぱなし(1日10時間)をやめると→都市ガス年間29㎡節約
	口火はこまめに消していますか	
風呂	沸かすとき中ブタを利用していますか	○中ぶたをして適量の水を適温に沸かすと→ガスを10%節約 ○入浴しないとき、口火を消しておく→都市ガス月1.4㎡節約
	間をあけずに次々に入っていますか	
マイカー	経済速度で安全運転をしていますか	○1日50回の空ぶかして250ccのガソリンを浪費、これは小型車4km走行分 ○経済速度は、一般道路で40km/h、高速道路で80km/h ○マイカーが人を1km運ぶエネルギーは、鉄道の7倍、バスの5倍
	無駄な荷物を乗せていませんか	
	マイカーの使用は控えていますか	

の聞こえが悪くなったり、耳だれが出たりもします。耳だれが

録と県税務課(陸運事務所構内の県の事務所)への申告が必要

健康づくり

耳の健康

今回は、三月三日の「耳の日」にちなんで、耳の健康についてお話ししましょう。

耳は音を聞き、体のバランスをとる器官で、外耳、中耳、内耳の三つの部分からできています。

外耳は、鼓膜の手前のところまでで、音波の通る道です。中耳は、鼓膜の奥の骨に囲まれた部屋で、音波による鼓膜の振動を内耳に伝えます。内耳は、伝わってきた振動を聴神経に伝えたり、体のバランスをとる働きをします。また、中耳には、耳管とよばれる細い管が喉の方からつながっていて、中耳と外耳の気圧が同じになるようにしています。



3月3日は「耳の日」

中耳炎の原因と症状

さて、耳の病気の中で一番多いのは、なんといっても中耳炎です。

中耳炎は、耳自体でおこる病気ではなく、喉の天井の炎症からおこります。耳は、鼻の奥や喉とつながっているため、鼻が悪い、喉が悪い、あるいは風邪を引いたときなど、細菌が耳管を通じて中耳に入っていくと中耳炎をおこすのです。よく、耳に水が入ったら中耳炎になるといいますが、鼓膜に穴があいていないかぎり中耳炎になることはありません。

中耳炎になる前には、たいてい風邪を引いています。風邪がよくなってきたときに急に熱が出たり、耳が痛くなったりするのでわかります。そのほか、耳

の聞こえが悪くなったり、耳だれが出たりもします。耳だれが出るということは、鼓膜に穴があいて膿が流れ出たということです。耳だれが出ると、熱が下がり痛みも消えますが、治ったと安心しないでください。耳だれが止まり鼓膜の穴がふさがらないうちに、耳鼻科でちゃんと治療することが大切です。

中耳炎の治療と予防

治療には、抗生物質が使われたいへんよく治ります。しかし、痛みがとれたり耳だれが止まると、自分勝手に薬をやめてしまいう人がいます。これは、慢性中耳炎になる危険があります。薬を止めるかどうかは、必ず耳鼻科の先生の指示に従いましょう。

なお、痛みのひどいときは、冷湿布や水枕も効果があります。中耳炎の予防は、体の抵抗力をつけて風邪を引かないことです。

睡眠をじゅうぶんにとって規則正しい生活をしたり、緑黄野菜類をたくさん食べましょう。また、手洗い、うがいの励行も大切なことです。

自動車税の登録と申告

自動車税は、自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに對して、その整備費などを負担していただく性格ももっています。

自動車税は、県内に主に定置場のある自動車の所有者に課税されます。(軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車および大型特殊自動車は除かれます) 納める額は、車の種類や大きさなどによって決まっています。

登録と申告はお忘れなく

次の場合、陸運事務所への登録



録と県税務課(陸運事務所構内の県の事務所)への申告が必要です。

一、車を売ったり買ったりしたとき

必ず名義変更の手続きをしましょう。これを怠りますと、自動車税や保険などをめぐるトラブルが起きます。

二、車が古くなったりして使わなくなったとき

すぐに廃車の手続きをしましょう。これを怠りますと、いつまでも自動車税がかかることになります。

三、住所が変わったとき

すぐに住所変更の手続きをしましょう。これを怠りますと、納税通知書が届かない原因になります。

項目
テレビ
照明
湯沸器
ガスコンロ
風呂
マイカー

お知らせ



2月14日、愛媛県の伊予相娘4人が、永野市長(写真右)を表敬訪問しました。
皆さんは、2月5日から同19日までの日程で全国縦断キャンペーンを実施しており、途中、上田市に立ち寄ったものです。

電話の公売

収税課収税係
☎2241000内線243

市税などの滞納処分による、上田電報電話局管内の電話加入権の公売を次により行います。

と き：三月十八日(月)午前九時三十分(時間厳守)、受付は九時から九時三十分
ところ：市役所南庁舎五階第一会議室

方法：競争入札
台数：当日決定します。

公売公告の場所：市役所本庁と豊殿・塩田・川西の各支所、上田税務署、上小地方事務所
入札参加者：印鑑をお持ちにな

り、本人がおいでください。
代理人の場合には、必ず本人自筆の委任状と代理人の印鑑をお持ちください。

その他：公売当日までに滞納者が市税などを完納した場合は、公売を中止しますので御承知ください。

歯の健康教室に

お出かけを

保健予防課健康相談室

☎2241000内線293

市では、四十歳以上の皆さんを対象に、次のとおり「歯の健康教室」を実施します。大勢の皆さんお出かけください。

歯の健康教室日程表

月 日	ブロック名	会 場
3月11日(月)	城下地区	三好町自治会館
3月14日(木)	塩田地区	八木沢公民館
3月15日(金)	北部地区	新田区民会館
3月18日(月)	中央地区	三区会館
3月25日(月)	泉田地区	吉田公民館

〈日程・会場〉
別表のとおり
〈時間・内容〉

▽午後一時三十分～同二時 歯科相談、血圧測定、検尿
▽午後二時～同二時四十分 歯の健康についての話、体操
▽午後三時～同三時三十分 プラッシング指導

「食生活の

安全を考える」

の御聴講を

上田消費生活センター

☎278517

県上田消費生活センターでは、

一日生活教室として次のとおり講演会を開きます。御聴講ください。受講料は無料です。
と き：三月十九日(火)午後一時三十分から同三時三十分
ところ：上田合同庁舎六階講堂
演 題：「食生活の安全を考える」
講 師：女子栄養大学講師・林敏夫さん
申込先：三月十四日(木)までに、市生活環境課(☎2241000内線301)へお申し込みください。

身体障害者・

精神薄弱者相談員

に御相談を

福祉課福祉係
☎2241000内線373

長野県と上田市では、下表の方々に、それぞれの相談員として相談業務を委託しています。
二月一日からは、聴力障害者相談員が一名増員になりました。
悩みや心配ごとなどがありましたら、最寄りの相談員さんにお気軽に御相談ください。

身体障害者相談員

(敬称略)

委託者	氏 名	性別	住 所	TEL
県	笠原正太郎	男	神畑821-6	22-4825
"	小林 功	"	蛇沢1402	22-7574
"	滝沢 一栄	"	上室賀1820-2	31-3068
"	滝沢 元	"	大屋235-5	35-0164
"	塩入 敏明	"	鈴子1024-1	38-4326
"	中村 均	"	大手2-6-28	22-5664
"(新)	根津 保子	女	常田3-1-1	27-3083

精神薄弱者相談員

(敬称略)

委託者	氏 名	性別	住 所	TEL
県	大島かめよ	女	小泉53	25-2049
"	金井 勘治	男	踏入2-13-2	22-5214
"	矢島 良造	"	大屋204	36-2131
"	吉岡儀兵衛	"	中央6-11-4	23-1405
市	滝沢 祝	女	常磐城5-6-39	27-8471
"	峯村 勝子	"	富士山2837-2	38-2702

計量モニターを

募集します

商工課計量係

☎2241000内線603

商品の量目に対する関心を高めていただくとともに、この調査により得られた各種データや意見、苦情などを今後の計量行政に反映させるため、次のとおり昭和六十年計量モニターを募集します。

応募資格…食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない市内の家庭の主婦で、次の条件に該当する人
①昼間の会議に出席できる人(年三回) ②過去に計量モニターを経験していない人
職務内容…指定する期間内に購入した商品の目方を計って、日誌に記入し報告していただきます。

応募期限…三月三十一日(日)

謝礼…五千円と記念品(検査

用はかりと分銅)

応募方法…官製はがきに、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号をお

書きのうえ、「〒386 市内大手一―一―一六 上田市役所商工課計量係」までお申し込みください。

お話の会が

はじまります

市立図書館

☎220880

「ざしきわらしの会」(代表・長谷川美幸さん)の人たちによる語り聞かせ、紙芝居の会が、次のとおり開かれます。小さいお子さんたちには、とても楽しいと思います。お出かけください。

とき…毎月第二日曜日の午後一時三十分から
ところ…市立図書館第二図書室

三種混合予防接種

保健予防課保健係

☎2241000内線289・288 有線②0721

三種混合予防接種(三回目)を次のとおり行います。最寄りの会場でお受けください。詳細については、「広報うえだ」一月

一日発行、第九二六号の八ページを御覧ください。

作業員を募集

上田市森林組合

☎2241000内線325

資格…○中学校卒業以上で市内に住んでいる人 ○十八歳以上四十五歳未満の人

申込期間…三月五日(火)から同十二日(火)

募集人員…若干名

申込書類…履歴書、受験申込書(市役所二階の同事務所にあります)

採用予定日…四月一日(月)
待遇…給与は、上田市森林組合給与規定によります。身分保障制度全部あります。

県営住宅入居者を募集します

を募集します

上小地方事務所建築課

☎2312600内線304

募集団地…城団地(市内大字岡)

募集戸数…三戸

構造規模…簡易耐火平家建て二Kから三KB

家賃…三千八百円から七千五百円

募集期間…三月一日(金)から同十一日(月)

入居可能日…四月一日(月)
申込受付・お問い合わせ…上小地方事務所建築課

文化会館ホール 使用申し込みを受付中

上田市文化センターの文化会館ホールは、6月にオープンする予定ですが、現在その使用申し込みを中央公民館(☎220760)で受付しています。利用手続きなどについては、中央公民館にお問い合わせください。

真田陣太鼓発会 ただいま会員募集中

老若男女を問わず、市内在住または通勤(通学)している熱意ある人集まれ!

お申し込み・お問い合わせ…上田商工会議所

☎224500

あなたの国民年金

追納でより有利な年金を

過去に経済的な理由などで保険料の免除を受けていた期間は、10年前にさかのぼって、その当時の保険料額で納めることができます。この制度を「追納」といいます。

免除を受けた期間の年金額は、保険料を納めた場合の3分の1になりますが、追納をすると保険料を納めた場合と同額の年金額が受けられます。年金を受けるときのことを考えると、納めておいた方が有利ですので、できるだけ追納しましょう。

老後は健康、趣味……そして年金

〈国保年金課国民年金係 ☎224100内線284・有線20711〉

市では、道路清掃などに努めるとともに、スパイクタイヤの早期履き替えを呼びかけています。道路の状態が良い場合は、早めに普通タイヤに履き替えるよう、皆さんの御協力をお願いします。

この冬は、比較的雪が少なかったにもかかわらずスパイクタイヤの装着率が高く、一月に行った装着率調査では、市街地で九〇パーセント以上の車が、スパイクタイヤを装着していました。このため、スパイクタイヤが路面や区画線を削って発生する道路粉じんが、今年は特に目立っています。

これから春先にかけて粉じんの量も多くなり、家や洗濯物の汚れなどの被害や、健康への影響も心配されます。

市では、道路清掃などに努めるとともに、スパイクタイヤの早期履き替えを呼びかけています。

交通安全標語

目くばり 思いやり

料理教室日程表

コース	期 間	曜 日	時 間
A	4/3(水)～	第1・3	午前10時～午後1時
	9/19(水)	水曜日	
B	4/4(木)～	第1・3	午前10時～午後1時
	9/20(木)	木曜日	

社会保険出張相談日

〔3月〕

★千曲川左岸地区 { 第1火曜日 5日
第3火曜日 19日

会場…松尾工業株式会社(川辺町)

★千曲川右岸地区 { 第2火曜日 12日
第4火曜日 26日

会場…海野町会館(海野町)

○各会場とも午前10時～午後3時

○お問い合わせ…上田商工会議所

(伊藤ビル内) ☎224500

身体障害者 職業訓練生を募集

愛知身体障害者職業訓練校
☎(053393)2102

国立県営「愛知身体障害者職業訓練校」では、次のとおり昭和六十年四月の入校生を募集しています。

一、身体障害の症状が固定しており、日常の生活に介助のいない人
二、義務教育修了者またはこれと同等の学力があると認められる人
募集科目・人員：園芸十五人、電子機器十五人、編物十五人、洋裁十五人、洋服二十五人、軽印刷二十五人、建築製図十人、機械製図十人、印章彫刻十人、義肢装具五人、一般事務二十五人(訓練期間は、そ

スパイクタイヤの 履き替えお早めに

それぞれ一年です)
募集期限…三月三十日(土)
応募方法…上田公共職業安定所
(☎226363)へ御相談ください。

料理教室の 受講者を募集

中部電力上田営業所サービス課
☎221240

中部電力では、婦人の皆さんを対象に次のとおり料理教室の受講者を募集します。

ところ…中部電力上田営業所婦人教室

定員…各コースとも二十四名
費…二千四百円(六回分の材料代として)

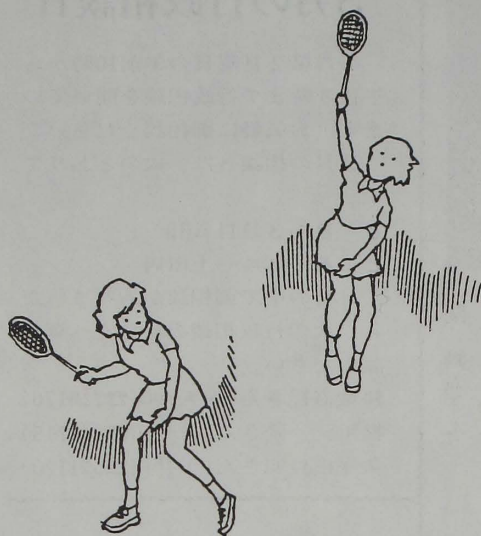
第54回 産直デー

3月15日(金)

品目 ①大型鮮さば 1尾 170円
②減塩丸干し 1折(10本入) 95円
③船凍イカ 2ハイ 400円

取り扱い店…市内産直協力店

〈生活環境課生活係 ☎224100内線301〉



勤労青少年ホーム

教養講座に御参加を

勤労青少年ホームでは、市内にお住まいか市内の事業所に勤務する30歳未満の皆さんを対象に、次のとおり教養講座の受講者を募集します。

趣味を広げ、働く若い仲間と交流できるよい機会です。ふるって御参加ください。

申込期限…3月30日(土) ただし、定員になり次第締め切ります。

申込場所…勤労青少年ホーム（開館時間は午後1時～同9時）へ必ず来館のうえ、お申し込みください。

お問い合わせ…上田市勤労青少年ホーム ☎27117

講座名	曜日	定員	時間	期間	費用	備考
料理教室	月コース	24	午後 6:00～8:00	4月～9月	受講料2,000円(半年)、 材料費月額1,000円	家庭料理
	火コース	24	午後 6:00～8:00	4月～9月	受講料2,000円(半年)、 材料費月額1,000円	家庭料理
	水コース	24	午後 6:30～8:00	4月～9月	受講料2,000円(半年)、 材料費月額1,000円	家庭料理
茶道教室	月コース	12	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料3,000円(半年)、 材料費月額500円	裏千家
	火コース	12	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料3,000円(半年)、 材料費月額500円	江戸千家
着付教室	水コース	12	午後 6:30～8:30	4月～6月 12回	受講料2,000円、 テキスト代400円	道具を使用しない
	木コース	12	午後 6:30～8:30	4月～6月 12回	受講料2,000円、 テキスト代400円	道具を使用しない
絵画教室	火コース	20	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料1,500円(半年)	油絵、水彩画
木彫教室	水コース	20	午後 6:30～8:30	4月～9月 第2水曜日 第4水曜日	受講料1,500円(半年)	農民美術
書道教室	金コース	20	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料1,500円、 材料費月額500円	
和裁教室	火コース	10	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料月額1,500円	
手編教室	金コース	10	午後 6:30～8:30	4月～9月	受講料月額1,500円	
琴教室	木コース	5	午後 6:30～9:00	年間	受講料月額2,500円	山田流

過去
間は、
ること
免除
分の1
同額の
考える
納しま

老後

〈国

よう、
皆さんの
御協力を
お願い
します。

目くばり
思いやり

★

★

16 日

市課
00 刷



会

吹く
、双眼
を熱心

月 1 日
市役所

1 日(月)
まで、
局で行

おんやみ										関 繁義さん	
(一月三十一日現在)										(中央五)	
次の方々がなくなりました。 謹んでごめい福をお祈り申し上げます。										田 町 七八	
宮澤和民さん 中之条 七五										藤極 要さん 分去 二一	
宮澤さくえさん 西前山 九九										柳澤西宇さん 下之郷 八七	
小山田照治さん 倉 升 八三										荒井もふさん (中央六) 愛宕町 六五	
芦田トイさん 柳澤富雄さん 上羽ちかさん										(天神四) 北天神町 五八	
(中央四) 丸堀町 七五										(中央一) 本 町 八四	
清水正行さん 染 屋 六三										伊藤牧之亟さん 奈良尾 七〇	
母袋藤太郎さん 下塩尻 八四										中野 峯さん (中央五) 上房山 八六	
長部ハルイさん 若林 初さん										山崎てる代さん 岡 五五	
(中央西一) 倉島國利さん										山崎佐和子さん 山口 六	
高橋 茂さん 北大手 七二										佐藤 勝さん 川辺町 五五	
秋 和 七〇										西沢 一さん 中之条 六六	
林 元さん 中組 八〇										深草榮蔵さん 大湯 七九	
立野 剛さん 上常田 七四										仁古田 八一	
高松タツミさん 上常田 七五										一之瀬今日子さん (常入一) 常 入 五八	
両角しづさん 下室賀 八二										黒澤 茂さん 中組 六九	
篠原國雄さん 丸堀町 五七										松崎元意さん 越 戸 五九	
池田シゲさん 分去 六八										池田シゲさん 分去 六八	
柄澤貞三さん 大日木 八三										池田シゲさん 分去 六八	
大日木 八三										池田シゲさん 分去 六八	

3月の行政相談日

毎月第2月曜日の午前10時から午後3時まで行政相談を開いています。お気軽に御相談ください。

3月の相談日は、次のとおりです。

と き…3月11日(月)

ところ…ユニー上田店

日常の中で御相談がありましたら、次の行政相談委員さんへ御相談ください。

鋒城直巳さん(南天神町 ☎226176)

松川 隆さん(吉 田 ☎244715)

久保田良明さん(小井田 ☎351120)

3月の土地・家屋・登記等法律相談日

毎月第2木曜日の午後1時から同4時まで土地・家屋・登記等法律相談を開いています。秘密は固く守られますので、お気軽に御相談ください。

3月の相談日は、次のとおりです。

と き…3月14日(木)

ところ…市役所西庁舎2階会議室

アドバイザー…司法書士・土地家

屋調査士の方が、御相談

に応じてます。

3月の法律相談日

毎月第2・4金曜日の午後1時30分から同3時30分まで法律相談を開いています。

御希望の方は、市民相談室(☎224100内線303・301)に電話予約をお願いします。秘密は固く守り、相談は無料です。お気軽に御相談ください。

3月の相談日は、次のとおりです。

と き…3月8日(金)

3月22日(金)

ところ…市役所3階第二応接室

担当弁護士…山崎さん(8日)

花岡さん(22日)